

平成 2 5 年

上尾市教育委員会 1 1 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針
について ----- 1
- 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価に係る報告書の提出について ----- 3
- 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出
について ----- 4

議案第 3 1 号

平成 2 6 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針について

平成 2 6 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針を下記のとおり定める。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

平成 2 6 年度当初給食調理員及び用務員人事異動方針

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日

上尾市教育委員会決定

1 基本方針

平成 2 6 年度当初給食調理員及び用務員の人事異動の実施に当たっては、学校運営の円滑化及び職員の士気高揚を図るため、本人の希望を把握するとともに、勤務年数、年齢等を勘案し、適切に実施するものとする。

2 給食調理員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 平成 2 6 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

(2) 同一校における勤務年数が引き続き 3 年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

(3) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 又は第 2 8 条の 5 の規定に基づき常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に従事する再任用職員のうち、任期が更新されることとなるものについては、必要に応じて、異動対象とする。

3 用務員の人事異動に係る実施要領

(1) 同一校における勤務年数が引き続き 7 年以上となる職員は、次に掲げる場合を除き、異動対象とする。

ア 平成 2 6 年 4 月 1 日において、年齢が 5 9 年に達している場合

イ 所属している学校の業務に支障をきたす場合

- (2) 同一校における勤務年数が引き続き7年未満の職員についても、異動の希望がある場合その他の特別な事情がある場合においては、異動対象とすることができる。

提案理由

給食調理員及び用務員に係る平成26年度当初人事異動について、人事異動方針を定めたいので、この案を提出する。

議案第 3 2 号

平成 2 5 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る報告書の提出について

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る報告書について、下記のとおり、上尾市議会に提出するとともに、公表する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

- 1 報 告 書 別冊「平成 2 5 年度 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」のとおり
- 2 市議会提出日時 平成 2 5 年 1 2 月 2 日（月曜日）
- 3 報告書の公表 上尾市図書館及び上尾市役所本庁舎 1 階 情報公開コーナーにおける閲覧のほか、上尾市 W e b サイトに掲載し、公表する。なお、公表の開始日は、平成 2 5 年 1 2 月 3 日（火曜日）からとする。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、「平成 2 5 年度 上尾市教育委員会の事務に関する点検評価報告書」を上尾市議会に提出するとともに、公表したいので、この案を提出する。

議案第 3 3 号

平成 2 5 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について
下記のとおり、平成 2 5 年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見
を申し出る。

平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

3 債務負担行為補正

事 項	期 間	限度額
中学生海外派遣研修業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	1 0, 2 8 5 千円
小中学校 A L T 派遣業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	1 0 7, 8 8 0 千円
小学校管理業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	1 2 5, 4 6 8 千円
小学校コンピュータシステム保守業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	1 2, 9 6 0 千円
中学校管理業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	6 1, 6 7 4 千円
中学校コンピュータシステム保守業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	7, 0 5 7 千円
公民館管理業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	2 2, 0 9 3 千円
図書館巡回配送業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	3, 8 0 7 千円
図書館管理業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	9, 2 5 3 千円
中学校給食共同調理場清掃業務	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	1, 1 1 9 千円

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計歳出予算の債務負担行為の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。